

人を大切にする企業活動に向けた人権感覚等の育成 ～想像して気付く現状と課題～

(公財)人権教育啓発推進センター上級特別研究員
筑波大学名誉教授 福 田 弘

はじめに

1. 人権擁護・啓発の起点

国際社会

- ・ 1945年10月 国連設立
- ・ 1948年12月 世界人権宣言採択
- ・ 1945年～ ユネスコによる国際教育、平和教育、人権教育の推進

日本

- ・ 1946 年 11 月 日本国憲法公布（国民主権、恒久平和の追求、基本的人権の保障）
「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」（11 条）
「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」（12 条）
「すべて国民は、個人として尊重される。」（13 条）
「すべて国民は、法の下に平等であつて、・・・差別されない。」（14 条）
「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（97 条）
「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」（98 条）
- ・ 1947 年 4 月 教育基本法に基づく平和的・民主的社会の形成者を育成する教育開始
人権教育・啓発は全教育活動の共通基盤

2. 人権啓発をめぐる内外の動向

- ・ 1995年～2004年「人権教育のための国連10年」
- ・ 2000年12月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
- ・ 2002年3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」
- ・ 2005年～2009年「人権教育のための世界計画第1フェーズ」（初等・中等学校における人権教育の推進）
- ・ 2010年～2014年「人権教育のための世界計画第2フェーズ」（第1フェーズの継続＋高等教育機関における人権教育の推進＋公務員・教職員の人権研修の推進）
- ・ 2011年12月 「人権教育および研修に関する国連宣言」
- ・ 2015年～2019年「人権教育のための世界計画第3フェーズ」（第1、第2フェーズの継続＋メディア関係職従事者及びジャーナリストの人権研修推進）
- ・ 2016年7月 人権理事会「平和への権利国連宣言（案）」採択
- ・ 2016年9月 人権理事会「人権教育および研修に関する国連宣言」採択5周年記念に
同国連宣言の履行を促進するための加盟国高官会議開催

3. 現代日本の人権状況

- ・ 憲法、民主主義、平和、人権の危機（国民の能動的市民力の惨状）
- ・ 大震災、原発事故に起因する諸問題（生存権、労働権、居住の自由、学習権等の侵害）
- ・ グローバル化による諸問題（社会的不平等・経済的格差の拡大、貧困の蔓延、教育・学習への権利の危機等）
- ・ 未解決のままの個人的人権諸課題（「人権教育・啓発に関する基本計画」2002.03 より）
 - (1) 女性 (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障害を持つ人 (5) 同和問題 (6) アイヌの人々 (7) 外国人 (8) HIV感染者・ハンセン病患者等 (9) 刑を終えて出所した人 (10) 犯罪被害者等 (11) インターネットによる人権侵害 (12) 拉致問題 (13) その他
- ・ 沖縄における基地問題・種々の人権侵害事象

4. 人権文化を構築する上での課題

(1) 人権に関する知的理解の深化

a) 人権の本質

人が尊厳ある生活をするのに必要な基礎的基準をなすもの
すべての人が、いつでも、どこにいても、平等に保持している諸権利 (rights)

b) 人権の特徴

- ・ すべての人が、いつでも、どこにいても、平等に持っている。(普遍性)
- ・ 国家も他の個人も、奪い取ることも譲り渡すこともできない。(不可譲性)
- ・ 人権を構成するいずれの権利も自由も、否定されることができない。(不可分性)
- ・ 人権を構成している権利や自由は、相互に関連し、補い合う。(相互依存性)
- ・ 他者の人権を侵害せず、人権被害者を支援する責任と対応している。
(責任と対応、義務と対応する一般的権利との相違点)

c) 人権の内容

自由権（市民的、政治的諸権利）〔第一世代の人権〕

- ・ 国家の制約や強制なしに、自由に考え、行動できる諸権利。
思想・良心の自由、信教の自由、学問の自由、表現の自由、集会・結社の自由 等。

社会権（経済的・社会的・文化的権利）〔第二世代の人権〕

- ・ 社会を生きていく上で人が人間らしく生きるための権利。
生存権、教育を受ける権利、労働基本権、社会保障の権利 等。

連帯権（第三世代の人権）

- ・ 博愛と連帯の精神がもたらす新しい権利
発展への権利、環境と持続可能性への権利、平和への権利 等。

d) 人権の実現・擁護に必要な諸知識

- ・ 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念
- ・ 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・ 憲法や関係する国内法、又は「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な宣言や条約に関する知識
- ・ 人権課題の解決に必要な自尊感情・自己開示・偏見・などの概念に関する知識
- ・ 人権実現のために活動している内外の国際機関及び非政府組織についての知識、等。

(2) 人権感覚の鋭敏化

a) 人権感覚の本質

人権感覚：「人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚」

(「価値志向的」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味で、価値を志向すること。)

人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする人権意識が芽生える。価値志向的な人権感覚が知的認識と結びついて、問題状況を変えようとする人権意識や意欲・態度を生み出し、自分の人権とともに他者の人権を守るための実践行動を引き起こす。

b) 人権感覚を磨くには

- ・ 以下のような価値的・態度的要素の発達促進
 - 自他の価値を尊重しようとする意志・態度
 - 多様性に対する開かれた心と肯定的評価
 - 自己自身の行為に対する人権の観点からの責任感
 - 社会の発達に主体的に関与しようとする態度、 等々。
- ・ 以下のような技能的要素の発達促進
 - 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容する技能
 - 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
 - 能動的な傾聴とコミュニケーションの技能
 - 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能、等々。

おわりに

参考文献：福田 弘『なぜ今、人権教育が必要なのか？』千葉県人権啓発センター

ヨーロッパ評議会企画・福田弘訳『人権教育のためのコンパス [羅針盤]』明石書店

福田 弘監修『やさしことばで書かれた世界人権宣言』人権教育啓発推進センター

ヨーロッパ評議会企画・福田弘訳『コンパシット [羅針盤] 子どもを対象とする人権教育総合マニュアル』人権教育啓発推進センター

世界人権宣言

- 第1条 平等権 （平等の権利）
- 第2条 差別からの自由 （差別されない権利）
- 第3条 生命、自由、人間の安全保障の権利 （自由に、安心して生きる権利）
- 第4条 奴隷からの自由 （奴隷にされない権利）
- 第5条 拷問および品位を傷つける扱いからの自由 （苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利）
- 第6条 法のもとで人として認められる権利 （ひとりの人間として認められる権利）
- 第7条 法の前での平等の権利 （法律で平等に扱われる権利）
- 第8条 権限を有する裁判所により救済される権利 （裁判で守られる権利）
- 第9条 恣意的な逮捕や追放からの自由 （理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利）
- 第10条 公正な公開審理を受ける権利 （公正な裁判を受ける権利）
- 第11条 有罪が立証されるまで無罪と推定される権利 （裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利）
- 第12条 プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由 （私生活の自由が守られる権利）
- 第13条 国内外における居住の自由の権利 （住む場所を自由に選べる権利）
- 第14条 迫害からの庇護を他国に求める権利 （自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利）
- 第15条 国籍を得、あるいは変更する権利 （ひとつの国の国民となる権利）
- 第16条 婚姻し家族を持つ権利 （結婚して家庭を持つ権利）
- 第17条 財産を所有する権利 （家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利）
- 第18条 思想と宗教の自由 （自由に考えたり、信じたい宗教を選んだりする権利）
- 第19条 意見と情報の権利 （意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利）
- 第20条 平和的な集会と結社の自由 （平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利）
- 第21条 政治と自由な選挙に参加する権利 （政治や選挙に参加する権利）
- 第22条 社会保障を受ける権利 （人間らしく生きることができる保障を受ける権利）
- 第23条 望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利 （仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利）
- 第24条 休暇と余暇を得る権利 （休暇をとったり、余暇を楽しむ権利）
- 第25条 十分な生活水準を保持する権利 （人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利）
- 第26条 教育を受ける権利 （学校に通い、ただで義務教育を受ける権利）
- 第27条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第28条 世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利 （権利や自由を受けられるための秩序を得る権利）
- 第29条 自由で完全な発展に不可欠な社会への義務 （お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務）
- 第30条 上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由 （さまざまな権利や自由を国や個人から無効にされない権利）

（福田 弘 作成）